



2007年1月22日

鳥取県知事

片山 善博 様

鳥取県職員労働組合

執行委員長 片山 武彦



主任・主査制度見直しに関わる職位整理における職務評価基準の明確化について

2005年度労使交渉において、主任・主査等を見直す方向性について一定の合意をおこない、新たな制度構築の協議期間にあります。過去において、地方公務員法に定められた職務職階制に関する県条例が存在しないことや職位を区分けする基準、職位に職員を公正に任用する制度などが未整備であったために主任・主査等の任用を継続せざるを得なかった事実を県当局も認められたことから、誠実に問題解決のための諸制度構築が図られるものと考えておりました。

しかし県当局自らが、①職務や職種の実態を踏まえた組織・職制の整理、人事・評価の改善などを「わたり」廃止と一体的におこなう、②職員組合とも協議しながら基本的方向の実現に向けて総合的な人事制度の改革を継続的に進めていく、との是正の方向性を示したにも関わらず、第一歩となる職制の再整備について何ら協議がされていません。

職員の士気の維持と意欲喚起に配慮することも約束されましたが、労働者の最大関心労働条件は賃金であり、その賃金を大きく左右する職位が何の基準もなく感覚的に再整備されれば、組合員に大きな不満を生み出し、士気を低下させることとなります。

職員組合では、このような事態を望まないことから、民間企業で広く採用されている個々の従事業務が適正に評価され、納得できる「職務評価基準」に基づいた職位整理が欠かせないものと考えており、下記の制度整備を要求します。

記

- 1 職位区分け根拠が明確となる職務評価基準の作成、提示
(事務系業務と技術系業務を横断的に評価できる職務評価基準)
- 2 職務評価基準に基づく職位整備
(専門職での上席的職位を含めて)
- 3 適正な職位整備の後に適正な評価による任用
(少人数職種での年齢の偏りの是正を含めて)

以上